

## **最終処分場**

廃棄物を埋め立てにより最終処分する施設のこと。最終処分場は、廃棄物の種類により、一般廃棄物最終処分場と産業廃棄物最終処分場に区分される。産業廃棄物最終処分場には、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場がある。これらの最終処分場については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」により、設置や運営に関する構造基準と維持管理基準が定められている。

## **再生資源**

廃棄物が加工され、利用可能となった有用物又は製品。

廃棄物を資源と考えて天然資源と区別し、「再生資源」としたものである。一般廃棄物に限定して考える場合には「資源ごみ」ということもある。

## **産業廃棄物**

産業廃棄物とは、事業活動に伴い生じた廃棄物で、廃棄物処理法では、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など、全部で20種類が定められている。

産業廃棄物の処理については、原則として排出事業者が自らの責任において適正に処理することが義務づけられている。

<一般廃棄物>を参照。

## **産業廃棄物税**

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てるために課する法定外目的税で、平成14年度に三重県が全国で最初に導入して以降、全国の自治体で導入の動きが広まつた。鹿児島県では、九州各県と共同で検討を重ね、各県とほぼ共通の制度内容で平成17年度から導入している。

## **酸性雨（25ページ参照）**

## **残留性有機汚染物質（POPs）**

化学物質の中には、環境中で分解されにくく、生物体内に蓄積しやすく、地球上で長距離を移動して遠い国の環境にも影響を及ぼすおそれがあり、一旦環境中に排出されると私達の体に有害な影響を及ぼすおそれがあるものがある。このような性質を持つ化学物質は通称POPs（ポップス：Persist

ent Organic Pollutants）と呼ばれ、ダイオキシン類やPCB（ポリ塩化ビフェニル）等がある。

## **[し]**

### **COD**

「Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）」の略語で、湖沼や海域における有機性汚濁の代表的な指標である。その値は、水中の有機物が酸化剤により化学的に分解されるときに消費される酸素の量で表され、値が大きいほど水が汚れていることになる。

## **自然環境保全地域**

自然的・社会的条件から自然環境を保全することが特に必要な重要地域として、自然環境保全法又は県自然環境保全条例に基づいて指定されている地域。具体的には、すぐれた天然林、特異な地形、すぐれた野生生物の生息地などを有する地域がこれに当たる。指定区域内では、木材の伐採などが制限されている。県内では、国の自然環境保全地域として「屋久島原生自然環境保全地域」及び「稻尾岳自然環境保全地域」が、県の自然環境保全地域として「木場岳」及び「万九郎」が指定されている。→原生自然環境保全地域

## **自然環境保全法**

自然環境の適正な保全を目的に、昭和48年に施行された法律。

この法律は、国の方針の策定や保全が必要な地域の指定などとともに、地方公共団体が都道府県自然環境保全地域を条例で定められること等を定めている。

→自然環境保全地域

## **自然公園**

自然公園には、自然公園法に基づき国が指定する国立公園及び国定公園と県立自然公園条例に基づき、県が指定する県立自然公園の3種類がある。自然公園は優れた自然の風景地を保護するとともにその利用の増進を図り、国民の休養及び教化に資するとともに生物の多様性の確保に寄与することを目的としている。

## **持続的発展**

将来の世代の欲求を損なうことなく、現在の世代の欲求も満足させるような開発（発展）のことを

いい、昭和62年に国連環境特別委員会において提唱された概念。従来の資源・エネルギーの大量消費による環境破壊を反省し、環境・資源基盤の保全を図りながら経済発展を遂げることを目指す考え方である。現在の地球環境保全の基本的な理念となっている。

### 指定希少野生動植物

県内に生息・生育する希少野生動植物のうち特に保護を図る必要があるものとして、「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、知事が指定した動植物。これらの動植物の個体を許可無く捕獲、採取することなどは条例で禁止されている。

### 自動車リサイクル法

使用されなくなった自動車のリサイクル及び適正処理を推進するために制定された法律。正式名称「使用済自動車の再資源化等に関する法律」。自動車所有者には、新車購入時等にシュレッダーダスト、エアバッグのリサイクル等とフロン類の破壊に必要な料金の支払い、自動車製造業者等には、シュレッダーダスト、エアバッグのリサイクルとフロン類の破壊処理が義務づけられており、さらに解体業者や破碎業者などの関連事業者には、都道府県等への登録・許可と使用済自動車の適正な引取り・引渡しなどの義務が課せられている。

### 循環型社会形成推進基本法

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、生産から流通、消費、廃棄に至るまでの物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成することを目的とした法律。平成12年に制定された。

### 硝酸性窒素

水質汚濁に係る環境基準や水道の水質基準の対象とされている物質で、生活排水、工場排水、化学肥料、家畜ふん尿及び雨水などが主な原因と考えられている。

### 新エネルギー

石油や石炭などの従来型エネルギーに代わり、今後の利用拡大が見込まれるエネルギーの総称。近年は、地球環境問題への対応の必要性から、環境

負荷の小さいクリーンエネルギー（太陽光や風力発電など）に特に注目が集まっている。

### 振動規制法

工場や建設作業などに起因して発生する振動を規制する法律で、昭和51年から施行されている。

## [す]

### 水質汚濁防止法

工場排水の規制や生活排水対策などにより水質の汚濁を防止することを目的とした法律で、昭和46年から施行されている。

### <sup>90</sup>Sr（ストロンチウム-90）

ウランなどの核分裂で生成する半減期約29年、ベータ線を出す放射性物質。

## [せ]

### 生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、生態系（生物群集）、種、遺伝子の3つのレベルがある。

### 生物的防除法

農産物の病害虫防除において、化学合成農薬を使用する替わりに、天敵やウイルス、性フェロモン、不妊虫等を使用したこと。

### 世界自然遺産

世界自然遺産は、世界遺産条約第2条で「鑑賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有する、特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物の種の生息地、自然の風景地等」と定義され、保護の対象とされるもの。

この条約は、普遍的価値を持つ文化遺産及び自然遺産の保護を国際的な協力、援助のもとに図っていくことを目的に、昭和47年にユネスコ総会で採択された。日本からは屋久島（鹿児島）、白神山地（青森・秋田）、知床（北海道）が自然遺産として登録されている。

### 積算線量

空間積算線量のこと。通常3か月間の空間放射線の積算量を、mGyで表す。

## **<sup>137</sup>Cs (セシウム-137)**

ウランなどの核分裂で生成する半減期約30年、ベータ線とガンマ線を出す放射性物質。

### **絶滅のおそれのある種**

絶滅のおそれのある野生生物種のこと。絶滅の危機にある動植物のリストであるレッドデータブックでは、絶滅の危機の度合いによって、絶滅、野生絶滅、絶滅危惧、準絶滅危惧と分類している。生息環境の破壊や乱獲などが絶滅の原因であり、現在においては、地球が始まって以来のスピードで生物の絶滅が進んでいるといわれている。

→希少野生動植物

### **線量率**

空間放射線量率のこと。単位時間当たりの空間放射線量をいう。通常1時間あたりの放射線量のnGy/hで表す。

## **[そ]**

### **騒音規制法**

工場や建設作業に起因する騒音の規制や、自動車騒音の許容限度等について定めた法律で、昭和43年から施行されている。

## **[た]**

### **ダイオキシン類 (74ページ参照)**

### **ダイオキシン類対策特別措置法**

平成11年7月に制定されたダイオキシン類対策に係る法律（平成12年1月施行）。ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規則、汚染状況の調査、汚染土壤に係る措置、国の削減計画の策定などが定められている。

### **大気汚染防止法**

工場などから発生するばい煙・粉じんの規制、自動車排出ガスの許容限度などを定めた法律で、昭和43年から施行されている。

## **[ち]**

### **地球温暖化**

地球温暖化は、化石燃料の大量消費などによって二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に増え、地球表面の気温が上昇する現象で、これにより、気象の変化、海面上昇、健康への影響等が懸念されている。18世紀の産業革命以降、地球の大気中の二酸化炭素濃度は石炭や石油などの化石燃料を大量に消費するようになったため、この200年ほどで急激に増えている。

### **窒素**

地表大気中では約8割を占める無色無臭の気体。窒素自体は無害だが、たん白質などの有機物にも多く含まれ、植物プランクトンの栄養源となるため、湖沼や海域の汚染（富栄養化）の原因となる。水質汚濁の環境基準に定められている「全窒素」は窒素化合物の総量をさしており、数値が大きいほど水が汚れていることになる。

### **中間処理施設**

廃棄物の最終処分（埋め立て）やリサイクルの前に減量化、減容化、無害化（安定化）等を目的として焼却、破碎、圧縮などの処理を行う施設のこと。

### **鳥獣保護区**

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」によって、鳥獣の保護を図るため、特に必要があると認められる区域について、期間を定めて設定される。さらに、特に必要のある場合には、鳥獣保護区の区域内に特別保護地区が指定される。鳥獣保護区内では、鳥獣の捕獲等が原則として禁止されるほか、特別保護地区内では、一定規模以上の工作物の設置、木竹の伐採などを行う場合には許可が必要となる。

## **[て]**

### **低公害車**

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排ガス中の窒素酸化物、粒子状物質、二酸化炭素などの大気汚染物質や温室効果ガスの排出が少ない、又は全く排出しない自動車のこと。国の低公害車アクションプラン（平成13年7月）によると、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び低燃費かつ低排出ガス認定車のことをいう。

## テトラクロロエチレン

ドライクリーニングや金属・機械等の脱脂洗浄剤に使われてきた物質で、今日では代替フロンの原料としての用途が多い。自然界に存在しない合成化学物質で水質汚濁、土壤汚染、大気汚染に係る規制の対象とされている。

## [と]

### 都市公園（146ページ参照）

## 土壤汚染対策法

土壤汚染の状況の把握や土壤汚染による人の健康被害の防止等土壤汚染対策を内容とする法律で、平成15年2月から施行されている。

## 特別栽培農産物

地域で慣行的に行われている栽培方法に比べて、節減対象農薬の使用回数と化学肥料の窒素成分の使用量が50%以下で栽培された農産物のこと、農林水産省が定めた「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に生産の原則等が定められている。

## トリクロロエチレン

金属部品の脱脂洗浄剤として使われてきた物質で、今日では代替フロンの原料としての用途が多い。自然界に存在しない合成化学物質で、水質汚濁や土壤汚染、大気汚染に係る規制の対象となっている。

## <sup>3</sup>H（トリチウム）（三重水素）

宇宙線や原子炉内の核分裂などによって生成する半減期約12年、ベータ線を出す放射性物質。宇宙線によっても生成されるので自然界にも存在する。

## [な]

### 内分泌かく乱物質（78ページ参照）

## 75%値

環境基準の達成状況は、BOD又はCODの測定データの75%以上が基準値を満足することをもって環境基準に適合していると判断することとされており、年12回の測定値ならば低い方から9番目の値が75%値になる。

## [に]

### 二酸化硫黄（14ページ参照）

## 二酸化窒素（17ページ参照）

## [ね]

### 年線量限度

国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告を基に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に定められた原子力発電所起因の放射線による一般公衆に対する年間の放射線量の限度を示す。実効線量については1ミリシーベルト（mSv）と定められている。

## [は]

### バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から、生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である。

## 排水基準

工場等から排水する物質についての限度を定めた基準。この数値は、人体、あるいは農作物などへの影響を考慮して定められている。

## [ひ]

### P R T R制度

P R T R（Pollutant Release and Transfer Register: 化学物質排出移動量届出）制度は、有害性のある多種多様な化学物質がどのような発生源から、どれくらい環境に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外へ運び出されたかというデータを把握し、集計・公表する制度で平成11年に定められた。

この制度は、行政・事業者・市民が情報を共有しつつ地域全体で化学物質による環境リスクを減らしていくことを目指した仕組みである。

## BOD

「Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）」の略語で、河川における有機性汚濁の代表的な指標である。その値は、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で表され、値が大きいほど水が汚れていることになる。

## P C B

「ポリ塩化ビフェニル」の略。

工業的に合成された化合物で、水に極めて溶けにくく、沸点が高いなどの性質を有する主に油状の物質である。

P C Bは、昭和43年カネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化し、我が国では昭和47年以降その製造が行われていない。P C B廃棄物については、処理体制の整備が著しく停滞していたため、長期にわたり処分がなされず、事業者において保管が行われてきた。

このような状況にあって、国では平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」を制定し、全国に5箇所の広域処理施設を整備し、平成28年7月までにP C B廃棄物の処理を終えることになっている。

**非メタン炭化水素** (21ページ参照)

## [ふ]

### 富栄養化

湖沼や内湾等の水域において、窒素、りん等の栄養塩類の濃度が増加すること。富栄養化が進むと藻類が異常繁殖し、アオコ、赤潮等の原因となる。

### 不快害虫

健康被害には直接つながらないが、生活感覚に不快感を与える虫のことをいう。これに対し、蚊やノミ、スズメバチなどの病原体の媒体や人体に直接被害を及ぼす害虫などを、衛生害虫という。

### 不法投棄

廃棄物を法律が定める方法により処理せず、山林・原野などにみだりに投棄すること。

**浮遊粒子状物質** (15ページ参照)

## フロン

フッ素を含む化合物で、業務用冷凍空調機器（パッケージエアコン、冷凍、冷蔵ショーケース等）、カーエアコン、家庭用エアコン・冷蔵庫の冷媒、半導体製造工程の洗浄剤などとして使用してきた。オゾン層を破壊する原因物質として指定された特定フロン（C F C : クロロフルオロカーボン）は、平成7年末をもって生産が全廃された。同様に、オゾン層破壊物質である特定ハロンや四塩化炭素

についても、すでに生産が中止された。

なお、特定フロンの代替物質として開発され普及してきた代替フロン（H F C : ハイドロフルオロカーボン）についても、温室効果をもつことが判明したため、京都議定書では温室効果ガスとして取り扱われ、排出抑制に向け最大限の努力が求められている。

## フロン回収・破壊法

オゾン層の破壊や地球温暖化を招くフロンを大気中にみだりに放出することを禁止するとともに、業務用冷凍空調機器及びカーエアコンの廃棄におけるフロンの適正な回収及び破壊処理の実施等を義務づけた法律で、正式名称を「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」といい、平成14年10月から全面施行されている。カーエアコンについては、平成17年1月から自動車リサイクル法で規制されている。さらに、現在、回収率が3割程度にとどまっている業務用冷凍空調機器のフロン類の回収率の向上を図るため、平成19年10月から、法が改正施行されている。

## [へ]

### 閉鎖性水域

地形等により水の交換の悪い内湾・内海、湖沼などの水域のこと。このような水域は、水が汚れやすく、また水底に汚濁物質の堆積が進みやすくなる。県内では、鹿児島湾や池田湖などがこれにあたる。

## p H

水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標であり、pHが7のときに中性、7を超えるとアルカリ性、7未満では酸性を示す。

## B q (ベクレル)

放射能の強度又は放射性物質の量を表す単位。1秒間に1個の原子核が崩壊して放射線を出す物質の放射能の強度又は放射性物質の量を1ベクレル(Bq)という。1ミリベクレル(mBq)は1ベクレル(Bq)の1000分の1、1メガベクレル(MBq)は1ベクレルの100万倍である。

## ベンゼン

溶剤、工業原料、農薬・医薬の原料などとして広

い分野で使用されるが、揮発性でしかも発癌性があるため、大気汚染防止法で指定物質として規制されている。

## [ほ]

### 放射線

放射性物質から出てくる $\alpha$ 線、 $\beta$ 線、 $\gamma$ 線、及びX線等の総称。

### 放射能

原子核が $\alpha$ 線、 $\beta$ 線、 $\gamma$ 線等の放射線を出す性質をいい、その強さをベクレル（Bq）で表す。

### 放水口ポスト

発電所放水口の海水中の放射線量（計数率）を測定するための自動連続測定装置を備えた野外固定施設。川内原子力発電所の放水口に1局設置している。

### （サンゴの）捕食被害

サンゴは、サンゴ虫が作る石灰質の骨組である。オニヒトデ等の生物は、消化液を使ってサンゴを溶かし、その肉質部を食べている。  
サンゴ礁は、魚介類の住処として、また観光資源等としても重要な役割を果たしているため、このような捕食被害から保全する必要がある。  
→オニヒトデ等

## [ま]

### マニフェスト（産業廃棄物管理票制度）

マニフェストとは、排出事業者が廃棄物の処理を委託する場合、廃棄物の種類、量、性状、取扱いに関する注意事項等を記載した伝票（マニフェスト）を処理業者に交付して、その情報を確実に伝達し、返送される伝票により廃棄物が適正に処理されたことを確認する仕組みをいい、平成2年度からこのシステムが導入され、また、平成9年の廃棄物処理法の改正により電子情報を活用する電子マニフェスト制度が導入されている。

## [も]

### モニタリング

環境放射線を定期又は連続的に測定監視すること。原子力発電所では、運転に伴い放射性物質が発生し環境にはできるだけ影響がないように管理して放出されているが、県では、川内原子力発電所周

辺の人々の安全の確保と環境の保全を図るために、発電所の周辺地域において常に環境放射線の監視（モニタリング）を行っている。

### モニタリングカー

モニタリングステーション、モニタリングポスト等の固定施設に対して、いつでも必要な場所に移動して空間放射線量等の測定を行える移動測定車

### モニタリングステーション

空間放射線量自動連続測定装置、大気中浮遊じん連続捕集装置等を備えたモニタリングポストより重装備の野外固定施設。川内原子力発電所の周辺に、県が1局、九州電力が2局、合計3局設置している。

### モニタリングポイント

蛍光ガラス線量計（RPLD）という積算型の放射線測定器を備えた、3か月間の積算線量を測定するための野外固定施設。川内原子力発電所の周辺に、県が25地点、九州電力が22地点、合計47地点設置している。

### モニタリングポスト

空間放射線量自動連続測定装置等を備えた野外固定施設。川内原子力発電所の周辺に、県が21局、九州電力が4局、合計25局設置している。

## [や]

### ヤンバルトサカヤスデ

台湾から沖縄県に、さらに奄美全域や本土の南薩地区、鹿児島市などにも侵入している体長3センチ前後の多足類の節足動物。異常発生時には、人に不快感を与えるため、不快害虫といわれている。

## [よ]

### 容器包装リサイクル法

家庭から出るゴミの約6割（容積比）を占める容器包装廃棄物の排出抑制や資源として有効利用するため制定された法律。正式名称「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」すべての人々がそれぞれの立場でリサイクルのための役割を担っており、消費者には、市町村の定める分別収集計画に基づく分別排出、市町村には、圧縮、梱包など法律で定められた分別基準への適

合と適切な保管、事業者には、分別収集された容器包装廃棄物のリサイクルが義務づけられている。法の対象となっているのは、ガラス製容器・ペットボトル・プラスチック製容器包装、紙製容器包装、スチール缶・アルミ缶・紙製飲料パック・段ボールなどの10品目。

### **<sup>131</sup>I (ヨウ素-131)**

ウランなどの核分裂で生成する半減期約8日、ベータ線とガンマ線を出す放射性物質。

## **[り]**

### **りん**

食品や肥料などに多く含まれている元素で、りん化合物は、植物プランクトンや水草の主な栄養源となるため、富栄養化の原因となる。なお、水質汚濁に係る環境基準に定められている「全りん」は、りん化合物の総量をさしており、数値が大きいほど水が汚れていることになる。

## **[る]**

### **類型指定**

地域別や水域別に環境基準の類型を当てはめること。例えば、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の類型指定は、水域の水質状況や将来の利水目的などを勘案して水域ごとに設定される。また、騒音にかかる環境基準についても、土地利用等を考慮して類型指定が行われている。